

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちで、

三田市から転出される方へ

三田市でマイナンバーカード（個人番号カード）を利用されている方は、一定期間内にお手続きいただくことで、転出先でも継続してカードを利用することができます。

（１）転入届出と同時に、三田市で使用していたマイナンバーカード（個人番号カード）を継続利用する場合

三田市で使用していたマイナンバーカード（個人番号カード）を必ず転入手続き時に、窓口へお持ちください。

●カードに記載されているご本人でなくても、同一世帯の方であればカードを使った転入手続きは可能です（特例転入）。

ただし、その場合は**ご本人のカードの暗証番号（数字４桁）が必要になります**。カードの暗証番号がわからない場合は、カードに記載されている本人以外の方はカードを使用しての転入手続きができませんので、転出届出時に三田市役所でお渡しした「転出証明書」をお持ちのうえ転入の手続きをお願いします。

「転出証明書」で転入した方で、引き続き三田市で使用していたカードの継続利用をご希望の場合は裏面（２）をご覧ください。

●カードに記載されているご本人が転入手続きをされる場合は、暗証番号がわからなくても継続利用の手続きは可能です。（ただし、本人確認のできるものがが必要です。）

●転入先の市区町村でカードを使用しての転入の受付期間は、**転出予定日から１４日以内**です。

●**転出予定日から１５日以上過ぎた場合は**、転出届時に三田市役所でお渡しした「転出証明書」が必要です。

（２）転入届時にカードの継続利用ができなかった場合

転入手続き時に、マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方が手続きに行くことができなかったなどの理由で、カードの継続利用ができなかった場合は、後日手続きをしていただくことで、カードを継続して利用することができます。

三田市で使用していたカードと本人確認できるものをお持ちのうえ、転入先市区町村窓口へお越しいただくようお願いいたします。その際は、カードに記載されているご本人が窓口へお越しください（任意代理人による手続きをご希望の場合は、事前に転入先の市区町村にお問い合わせください）。

（３）注意事項

●以下の場合は、カードが自動失効し継続利用ができなくなりますので、ご注意ください。

- ・ 転出予定日から３０日を経過してから転入届をされた場合
- ・ 転入した日（異動日）から１４日経過してから転入届をされた場合
- ・ 転入届出日から９０日を経過して継続利用の手続きをされていない場合

●マイナンバーカード（個人番号カード）の中に電子証明書を格納されていた方は、利用者証明用電子証明書はそのまま利用できますが、署名用電子証明書は転出により自動失効します。

署名用電子証明書を引き続きご希望の方は、転入先市区町村で新たに署名用電子証明書の発行の申請ができます。カードに記載されているご本人がマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちのうえ、転入先市区町村窓口へお越しください（任意代理人による手続きをご希望の場合は、事前に転入先市区町村にお問い合わせください）。

＜お問い合わせ先＞

三田市役所 市民課 証明登録係

〒669-1595

兵庫県三田市三輪２丁目１番１号

T E L : 079-559-5044(直通)

F A X : 079-560-2101